# 居宅介護支援及び介護予防支援重要事項説明書

# 1. 事業者

事業者の名称	医療法人 重陽会	
法人 所在地	茨城県つくば市水守2228-2	
代表者 氏名	齋藤 大悟	
電話番号	0 2 9 - 8 6 4 - 6 5 6 5	

# 2. 運営の目的と方針

要介護状態または要支援状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援及び介護予防支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス及び介護予防サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画及び介護予防サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

# 3. 概要

# (1) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所なでしこ	
所 在 地	つくば市水守2228-2	
介護保険指定番号 0872001052		
サービス提供地域 つくば市、下妻市、筑西市、常総市、石岡市、小美玉市、かすみがき		

# (2)職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営および業務全般の管理	1人以上
主任介護支援専門員	員 居宅介護支援及び介護予防支援サービス等に係 1 <i>J</i>	
	わる業務	
介護支援専門員	居宅介護支援及び介護予防支援サービス等に係 わる業務	1人以上

#### (4)勤務体制

平日	午前8時30分~午後5時30分・利用者に応じて土・日対応。
(月)~(金)	対応した場合、平日に振り替え休日あり。1/1~1/3休み。

# (5) 居宅介護支援及び介護予防支援サービスの実施概要

事 項	備  考	
課題分析の方法	居宅サービス計画ガイドライン(全国社会福祉協議会方式)を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う	
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加	
担 当 者の変更	者の変更 担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能	

# 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

# (1) 当事業所相談窓口

相談窓口	居宅介護支援事業所なでしこ
担当者	角野 豪
電話番号	029-864-6565
対応時間	平日8時30分~17時30分

# (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

# (3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

#### (4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

#### 外部苦情相談窓口

居宅介護支援事業所 なでしこ	電話 029-864-6565
つくば市 高齢福祉課	電話 029-883-1111
下妻市 介護保険課	電話 0296-43-2111
筑西市 介護保険課	電話 0296-24-2111
常総市 高齢福祉課	電話 0297-23-2111
石岡市 介護保険室	電話 0299-23-1111
小美玉市 介護福祉課	電話 0299-48-1111
かすみがうら市 介護長寿課	電話 0299-59-2111
茨城県国民健康保険団体連合会	電話 029-301-1565

#### 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

#### ①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

# ②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

# 6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

#### 7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から当事業所名および担当介護支援専門員の氏名を 伝えていただきますようお願いいたします。

#### 8. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

#### 9. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。 この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者 の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等におい

て、当該家族の個人情報を用いません。

- 10. 利用者自身によるサービスの選択と同意
  - ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正 に利用者または家族に対して提供するものとします。
  - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に位置付けた指定(予防)居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
  - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画及び介護予防サービス計画原案を提示することはいたしません。
  - ・居宅サービス計画及び介護予防サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス及び介護 予防サービス等について、指定居宅サービス及び介護予防サービス等の担当者からなる、サー ビス担当者会議の招集をやむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画及び介護 予防サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該 サービス担当者との合意を図ります。
  - ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると 主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

#### 11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援及び介護予防支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施 します。

# 13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- ⑤成年後見制度やその他の権利擁護事業についての説明を行い、適宜関係機関への 相談・紹介を行うよう努めます。